

STEP 3 申告相談は 期間内に

受付時間：午前9時～午後4時

※市役所第2庁舎は午前8時30分～午後5時
(土・日曜日、2月12日(月)は受け付けていません)

申告相談・受付会場	期 間
市役所第2庁舎6階 大研修室	2月1日(木)～3月15日(木)
明野支所2階 大会議室	2月5日(月)～9日(金)
大市民センター	2月7日(水)～9日(金)
大南市民センター	2月13日(火)～15日(木)
坂ノ市市民センター	2月14日(水)～16日(金)
鶴崎市民行政センター	2月19日(月)～22日(木)
佐賀関公民館	2月26日(月)～3月1日(木)
野津原市民センター	2月28日(水)～3月2日(金)
植田市民行政センター	3月5日(月)～9日(金)

※上記期間以外は、明野支所、各市民センター、佐賀関公民館での申告相談は行っていません。

申告用紙および申告書の提出先

前年実績などをもとに申告が必要と思われる人には、1月下旬に「市民税・県民税の申告書」を送付します。申告が必要な人でお急ぎまたは届かない場合は、市民税課までご連絡ください。申告書は、下記の提出先にも用意しています。

【申告書の提出先】

- 市民税課(市役所第2庁舎3階)
- 各支所(鶴崎・植田市民行政センターは各資産税事務所)
- 郵送する場合は、市民税課(〒870-8504 荷場町2-31)へ。
※添付書類を返却希望される人は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

STEP 2 申告に必要な ものの準備を

□申告書

□申告者の番号確認書類：マイナンバーカード、通知カードなど

□申告者の身元確認書類：運転免許証、パスポート、健康保険証など

※マイナンバーカードをお持ちの人は、上記の番号確認と身元確認が1枚でできます。

□印鑑(朱肉を使うもの)

□所得の計算に必要なもの

●給与所得者・年金受給者…源泉徴収票、給与明細書、給与支払証明書など

●営業等、農業、不動産所得のある人…収入・必要経費が分かる帳簿や書類など

□所得控除・税額控除の計算に必要なもの

●雑損控除…災害などに関連して支出をしたことが分かる領収書、保険金などで補てんされた金額の証明書

●医療費控除…①医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額の証明書(明細書でも可)

②スイッチOTC医薬品購入費の領収書(明細書でも可) および健康診査などの取り組みを行った証明など

※控除の適用を受けようとする①、②いずれかをご用意ください。

●社会保険料控除…国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料などを支払ったことが分かる領収書や証明書など

●障害者控除…29年12月31日以前に交付を受けた障害者手帳など

●生命保険料控除…生命保険、個人年金保険、介護医療保険の各種保険料控除証明書

●地震保険料控除…地震保険料控除証明書、旧長期損害保険料控除証明書

●寄附金税額控除…都道府県や市町村などが発行する領収書または寄附金受領証明書など

《準備ができたなら》

STEP 1 申告が必要なのか 確認を

申告が必要な人

▶30年1月1日現在、市内に住み次のいずれかに該当する人

【所得がある人】

- 営業等、農業、不動産、利子、配当、雑(公的年金以外)などの所得がある人
※税務署への確定申告の必要がない20万円以下の所得でも申告は必要です。
- 給与、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除を受けようとする人
- 給与支払報告書または公的年金等支払報告書が市に提出されていない人
- 給与、公的年金等所得者で、これ以外の所得があった人

【所得がなかった人】

- 親族の確定申告書、給与支払報告書(年末調整)などで扶養控除の対象になっていない人
- 大分市以外に住む親族の扶養控除の対象になっている人

▶30年1月1日現在、市内に住んでいなかったが、市内に事務所、事業所、家屋敷のある人

申告が必要でない人

- ▶税務署に所得税の確定申告書を提出する人
- ▶給与支払報告書または公的年金等支払報告書が市に提出されている人
- ▶30年1月1日現在、市内に住んでいる親族の確定申告書、給与支払報告書(年末調整)などで、扶養控除の対象となっており、29年中に収入のなかった人

《申告が必要な人は》



29年分 所得税等確定申告のご案内

申告会場 大分商工会議所ビル6階(長浜町三丁目)

駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。最寄りのバス停は「舞鶴町」です。
※税務署内には確定申告会場は開設していません。

所得税・消費税(個人事業者)・贈与税の申告相談と受付

期間と時間：2月16日(金)～3月15日(木) 午前9時～午後4時
(土・日曜日を除く。ただし、2月18日(日)・25日(日)は通常通り開設)

税理士会大分支部による確定申告無料相談と申告書の受付

期間と時間：2月13日(火)～15日(木) 午前9時～午後3時

自宅で申告書を作成できます

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面案内に従って金額などを入力することにより、確定申告書等を作成することができます。税務署へは、電子申告(e-Tax)でデータ送信、または印刷して提出のいずれかにより申告できます。

※詳細は、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。



申告書を郵送する場合

大分税務署(〒870-8616 中島西一丁目1-32)へ。收受日付印が必要な人は、申告書の控えと、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※確定申告の用紙は、税務署、市役所(市民税課、各支所窓口)などに用意しています。国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)からでもダウンロードできます。

大分税務署 ☎532-4171

30年度の市民税・県民税の主な税制改正

1. 給与所得控除の見直し(上限額の引き下げ)

	現行	改正後 (30年度以降課税分)
上限額が適用される給与収入	12,000,000	10,000,000
給与所得控除の上限額	2,300,000	2,200,000

2. セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設

健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして、一定の取り組み(特定健康診査、予防接種、がん検診など)を行う個人が、スイッチOTC医薬品(要指導医薬品および一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した際に、その購入費用について所得控除の適用を受けることができます。ただし、スイッチOTC医薬品控除の適用を受ける場合は、現行の医療費控除の適用は受けられません。

控除額

(スイッチOTC医薬品の購入費－保険金などの補てん額)－12,000円
(控除上限額 88,000円)

※スイッチOTC医薬品購入費の領収書にはセルフメディケーション税制対象である旨が記載されています。

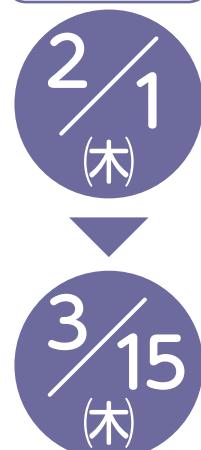
市民税・県民税

申告はお早めに！

申告は、市民税・県民税だけでなく国民健康保険税、介護保険料などの算定資料となるほか、公営住宅の申込み、年金・児童手当などの受給手続きに必要な各種証明書を発行する際の資料となる重要な手続きです。

申告書の提出期限間近になると窓口が大変混雑しますので、早めの提出をお願いします。

申告期間



市民税課 ☎537-5729 ☎537-5730